

上富田町子ども医療費の支給に関する条例

平成18年6月20日

条例第32号

上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例(昭和48年条例第14号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費を助成することにより、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの健全な育成及び子どもを生き育てることができる環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者その他で子どもを現に監護し、子どもの生計を維持している者をいう。

3 この条例において「子ども医療費」とは、子どもが医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用について助成するために、その保護者に対して支給する給付金をいう。

4 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(支給の要件)

第3条 子ども医療費の支給は、上富田町に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であって、かつ、子どもの保護者を対象とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)その他の法令等により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担される者を除く。

(申請及び認定)

第4条 前条に規定する要件に該当する者は、子ども医療費の支給を受けようとするときは、町長に対し規則に定めるところにより申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し子ども医療費を支給する。

(受給資格証)

第5条 町長は、受給資格者に対し受給資格証を交付する。

2 受給資格者は、受給資格者が監護する子ども(以下「支給対象者」という。)が病院、診療所、薬局その他のもの(以下「医療機関等」という。)で医療の給付を受けるときは、受給資格証を提示するものとする。

(支給対象額)

第6条 子ども医療費の額は、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費及び保険外併用療養費を受ける者が負担すべき額をいう。ただし、医療保険各法に基づく保険者の規約若しくは定款等により付加給付を受ける定めがある場合又は他の法令等により医療費の支給を受けた場合は、当該医療費の額からその額を控除した額とする。

(子ども医療費の支給方法等)

第7条 子ども医療費は、第4条の認定を受けた受給資格者に対し規則で定めるところによりその申請に基づき支給する。

2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法・健康保険法等の適用を受けている支給対象者については、和歌山県内医療機関等の請求に基づき和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機関等に支払うものとする。

3 前項の規定による支払いがあったときは、当該受給資格者に対し、子ども医療費の支払いがあったものとみなす。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は、第4条に規定する申請の内容に変更を生じたとき、又は医療の給付の原因が第三者の行為によって生じたものであるときは、規則で定めるところにより速やかに町長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第9条 町長は、支給対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度内において、子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により子ども医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 子ども医療費の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(施行事項)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 施行日前に行われた医療に係る乳幼児医療費の支給については、なお従前の例による。